

横瀬町都市計画マスターplan（案）

－ 概要版 －



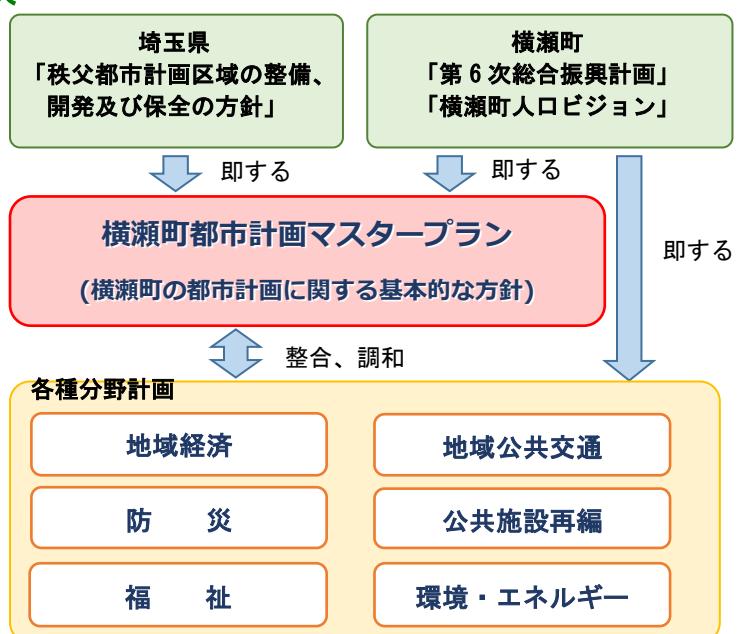
令和3年 月

横瀬町

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

■都市計画マスターplanの位置づけと目標年次

横瀬町都市計画マスターplanは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、土地利用や道路、公共施設や公園などの都市（まち）を構成する施設、環境、都市防災といった様々なことがらの整備方針や将来都市像により、まちづくりの方向性を総合的に示す計画です。本計画は、上位計画である「第6次横瀬町総合振興計画」などに即して定めるとともに、町の関連計画との整合、町民の意向を反映した計画として策定します。



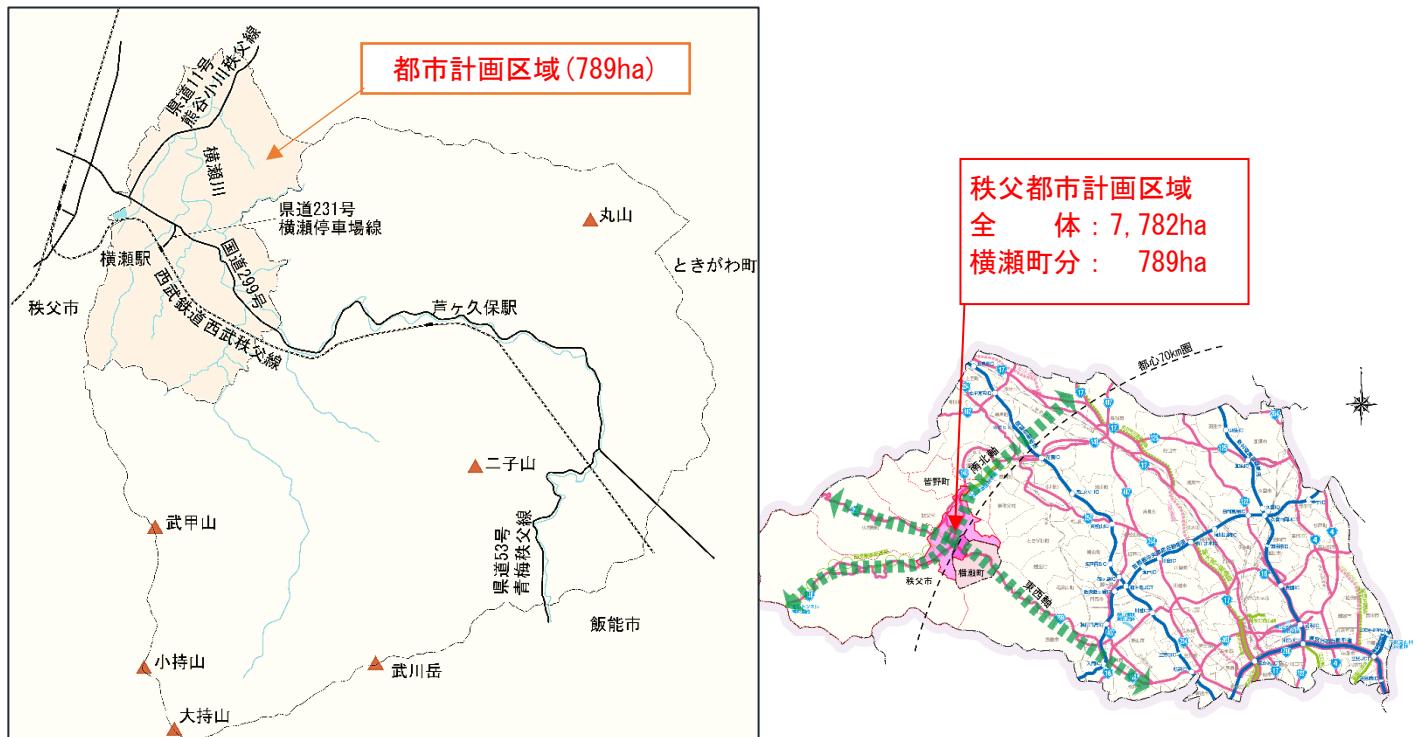
■ 目標年次

目標年次は、概ね 20 年後の令和 22 年度(2040 年度)とします。なお、総合振興計画等の上位計画や計画内容に影響する社会経済情勢の変化に対応しながら、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

■本計画の対象区域

対象区域は、横瀬町の行政区域 4,936ha のうち、都市計画区域の 789ha とします。

本町の都市計画区域は、秩父都市計画区域（7,782ha）の一部となっています。



2. 町の都市(まち)づくりの現状や課題

都市（まち）づくりの目標や全体構想を定めるため、現状や課題を整理します。

広域連携	▶町都市計画区域は秩父都市計画区域の一角 ▶ちちぶ定住自立圏など広域連携	▶秩父都市計画区域での広域道路ネットワークの更なる強化が必要
人口	▶急速に少子高齢化が進行 ▶第1種住居地域の人口は横ばいで一定の人口集積を保っている	▶人口減少期に対応した市街地機能の確保と集落地域のコミュニティの維持向上が必要
土地利用	▶都市計画区域における都市的土地区画整理事業は4割 ▶駅を中心とした中心拠点、市街地が未成形 ▶無指定地域での農地から宅地への土地利用変化	▶・自然環境を活かした都市的、自然的土地区画整理事業の実施が必要 ・駅を中心としたまちなかの整備が必要 ・土地利用の変化に応じた土地区画整理事業が必要
都市基盤	▶幹線道路(国・県道)への交通量が集中 ▶国・県・町道とも歩道整備が不十分 ▶高齢者等の移動手段の確保問題	▶・道路ネットワークの構築が必要 ・安全な交通環境の整備、充実が必要 ・公共交通の利便性の向上が必要
都市環境	▶河川の水質は改善傾向 ▶武甲山、横瀬川、寺坂棚田など自然景観が豊富	▶・下水道、浄化槽の整備推進が必要 ・自然景観の保全と都市的景観の向上が必要
防災	▶土砂災害防止法による区域指定が複数存在 ▶横瀬川沿いに浸水想定区域が複数存在 ▶空き家、低・未利用地の増加	▶・自然災害に対する治山、治水事業の推進が必要 ・避難路の確保、整備が必要 ・空き家、低未利用地の抑制施策が必要

3. 都市(まち)づくりの目標

現状や課題の整理、上位計画である町の総合振興計画等を踏まえ、都市（まち）づくりの目標を以下のとおり定めました。

都市計画マスタープラン〈将来都市像〉

人と自然が織りなす多様性のあるまち

武甲山や横瀬川などの身近な自然と共生し、田園空間と居住地がほどよく調和しているまち、安全・安心で利便性の高い生活空間があり、温かい人の輪と賑わいが地域社会にあり、住む人・働く人・訪れる人が個性豊かに暮らせる、過ごせるまちを目指します

3つの基本目標

都市と自然・田園の共生したまちづくり	利便と安全が両立したまちづくり	長く住み続けられる、過ごしやすいまちづくり
①秩序ある土地利用の誘導と田園と居住の調和がとれたまちづくり ②優れた丘陵緑地や水辺空間の環境・景観保全と寺坂棚田の個性ある田園景観の保全 ③下水道事業、浄化槽設置管理事業の推進による環境改善と環境負荷の軽減 ④自然景観や歴史景観の保全、本町にふさわしい都市景観の形成	①中心市街地の機能向上、既存施設の再活用などによるまちなか再生 ②交通ネットワーク（広域・地域間）の強化 ③幹線道路・地域集散道路の安全性の向上 ④ 安全・安心のまちづくりのための防災機能の向上	①魅力ある中心市街地の形成 ②集落地域独自のうるおいある生活と地域コミュニティの向上 ③歴史・文化・産業資産の継承、発展 ④観光レクリエーションゾーンの形成によるまちの魅力の向上

4. 全体構想(将来都市構造)

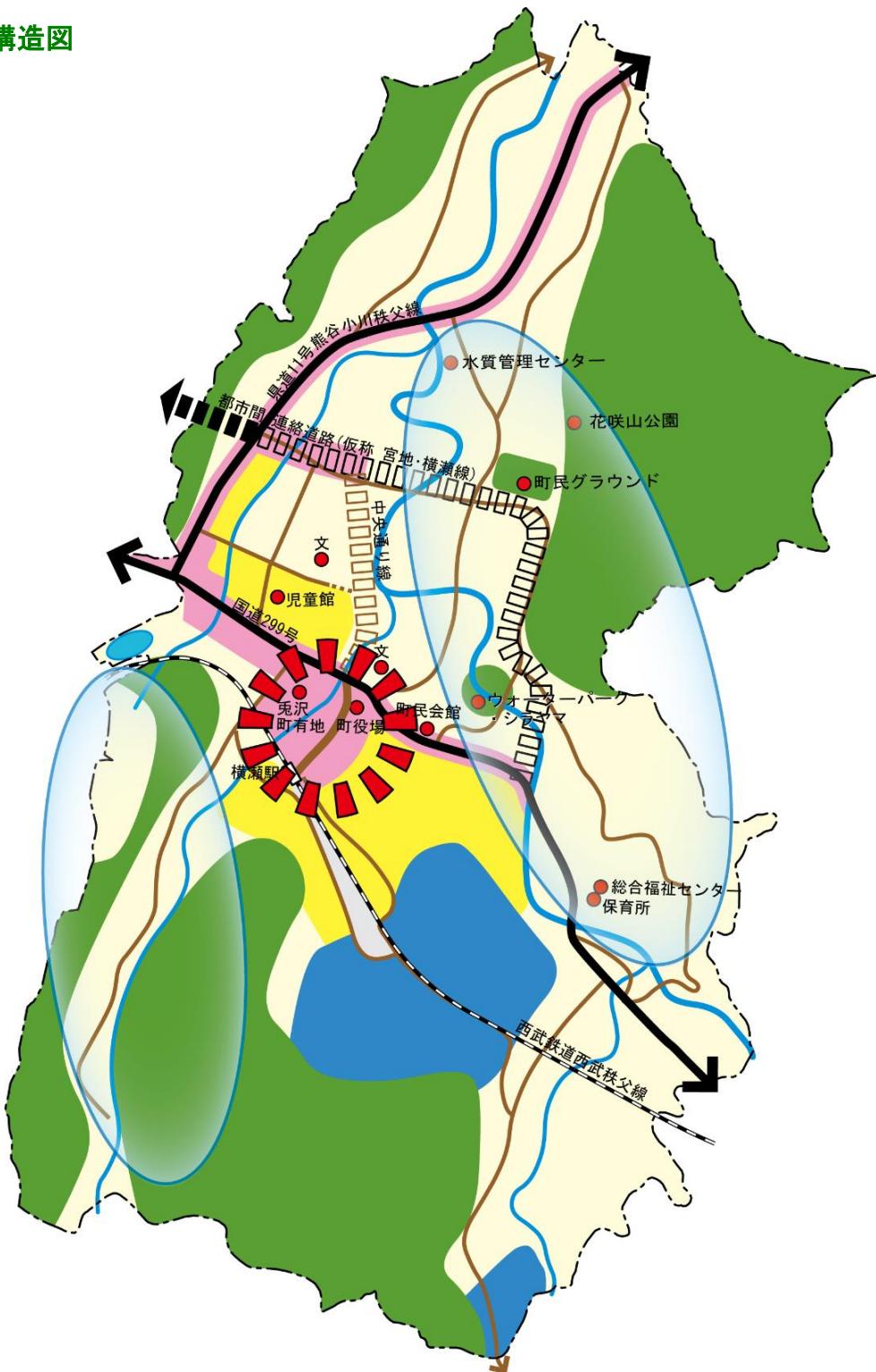
本町の将来の都市（まち）のかたちは、現在のまちの構造を継承しつつ、自然と都市が調和した、賑わいのある、機能的で利便性の高い都市（まち）の形成を目指すこととします。

将来都市構造では、本町の都市（まち）を形成する要素を、人が集い、交流する場を『拠点』、まちの骨格をつくる人や物の主要な動線を『軸』、同じ特性を持った土地利用が連續して広がる範囲を『ゾーン』の3つの要素に分類し、配置しました。

将来都市構造の要素

拠点		
中心市街地		<ul style="list-style-type: none">・交通結節機能、町民の生活利便性の向上に資する業務機能の整備・充実を図る・町の中心、玄関口としての賑わいの創出を図る
軸		
広域連携軸		<ul style="list-style-type: none">・本町と他の地域との連携強化のため維持・充実を推進
地域連携軸		<ul style="list-style-type: none">・町内の各地区との連携、広域連携軸への地域交通サポート機能の充実を推進
ゾーン		
市街地ゾーン		<ul style="list-style-type: none">・魅力ある都市空間や生活利便施設の集積の向上、既存施設の有効活用、新たな拠点施設の設置などにより、町のさらなる活性化を図る
住宅地ゾーン		<ul style="list-style-type: none">・住宅地に純化した土地利用を推進し、横瀬町らしいゆったりとした、落ち着きのある良好な住宅地の形成を推進
産業ゾーン		<ul style="list-style-type: none">・引き続き産業利用の土地利用を推進・周辺の居住環境、自然環境、景観と調和した生還環境の形成を推進
田園集落ゾーン		<ul style="list-style-type: none">・田園風景の保全、定住や地域コミュニティの維持を図る
公園・緑地・森林ゾーン		<ul style="list-style-type: none">・公園施設等は、施設の整備、機能の充実を図る・緑地、森林は景観・観光資源として保全を推進
観光レクリエーションゾーン		<ul style="list-style-type: none">・公園施設や歴史文化施設、民間観光施設の集積地を魅力向上のため面的な整備を図る

■将来都市構造図



凡　例

〈拠点と軸〉

- 中心拠点
- 広域連携軸(道路系)
- 広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
- 地域連携軸(道路系)
- 町有施設

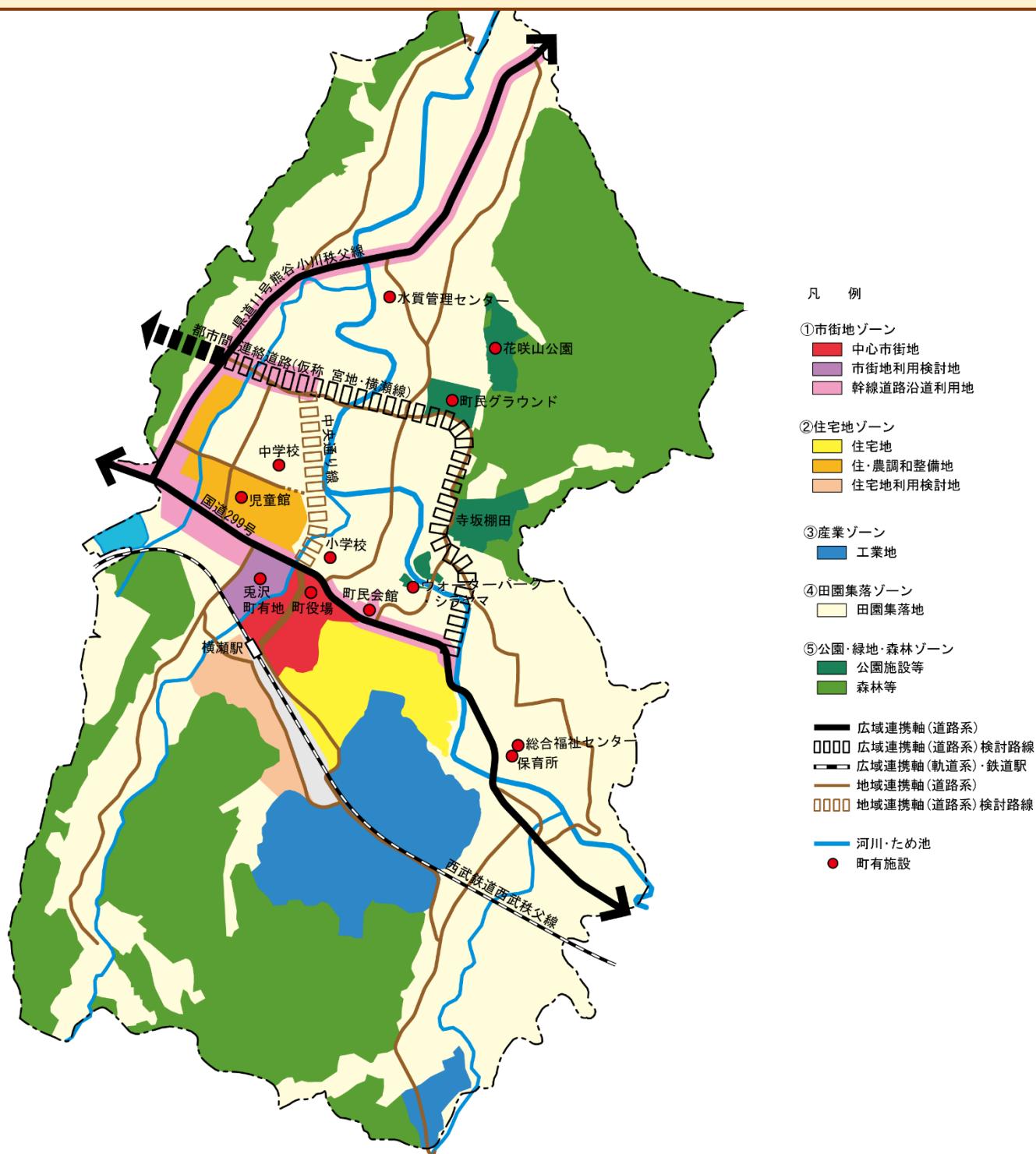
〈ゾーン〉

- 市街地ゾーン
- 住宅地ゾーン
- 産業ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 公園・緑地・森林ゾーン
- 観光レクリエーションゾーン
- 河川・ため池

5. 全体構想(分野別構想)

■土地利用の方針

- 都市環境(市街地環境)、自然環境の調和を前提とした、ゆとりある土地利用の推進を図ります。
- 市街地(用途地域とその周辺)を中心に、土地利用の純化による効率的かつ環境の整った土地利用を誘導します。
- 無秩序な市街化を抑制し、市街地における都市機能の集積(コンパクトなまちづくり)を図ります。
- 駅周辺や幹線道路沿道等は、その立地特性にあった土地利用を推進します。
- 厚みと広がりのある市街地形成とともに、中心市街地の活性化を図ります。
- 秩父都市圏の一角を形成する都市として、活力ある拠点や閑静な住宅地形成を図ります。



■都市基盤の方針

① 道路・交通

- 西関東連絡道路や秩父市・小鹿野町との連絡機能を強化する都市間連絡道路の整備を促進します。
- 幹線道路における歩行者の安全な通行を確保するため、歩道の設置、整備を促進します。
- 町内や市街地の骨格となる地域集散道路網の整備、推進をしていきます。
- 「日本一歩きたくなる町」、賑わいやゆとりある市街地空間の形成などを目指し、歩行者動線、歩行者空間の整備をしていきます。
- 交通結節点である駅前広場の整備を促進します。

② 公園等・緑地・河川

- まちの魅力、快適性向上のため、生活環境の保全やレクリエーション、コミュニケーションの場の確保の観点で、必要な公園の配置と確保を推進します。
- 利用者ニーズや使用状況に応じた公園・広場の改修、改善に努めています。

③ 都市施設

- 下水道整備計画により、供用開始区域を拡大し、事業を推進していきます。
- 公共施設は、長寿命化計画により適正な維持、管理を行います。
- 用途廃止した施設や跡地は、有効利用の検討をしていきます。

■都市基盤の方針

- 地域の特性でもある多様な景観の保全を図ります。
- 市街地内や市街地から見える良好な景観に対し、景観を阻害する要素の制限を推進します。
- 特定環境保全公共下水道、合併浄化槽の整備促進を図り、公共用水域の水質改善に努めます。
- 資源の有効活用につながるライフスタイルの推進のため、4Rに積極的に取り組みます。

■防災の方針

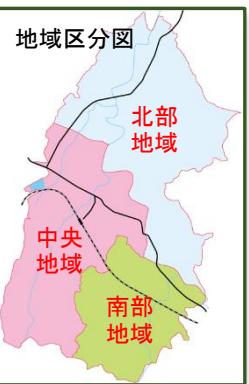
- 災害時における緊急輸送路の確保・整備を促進します。
- 避難場所の防災拠点としての機能充実を図ります。
- 避難路ネットワークの確保を推進します。
- 土砂災害、浸水災害を防止するための対策を推進します。
- 防災、防犯、景観等の観点から、空き家や低・未利用地の総合的な対策を推進します。

6. 地域別構想

■北部地域

北部地域将来像

「自然を感じ、一人ひとり生き生きと住みやすいまち」



- 良好的な自然環境や自然景観の保全と活用
- 自然的・都市的・土地利用が調和した田園的な土地利用の推進
- 幹線道路を軸とした安全性と効率性の高い道路ネットワークの構築
- 憩いの場、交流の場を活用した地域の活性化

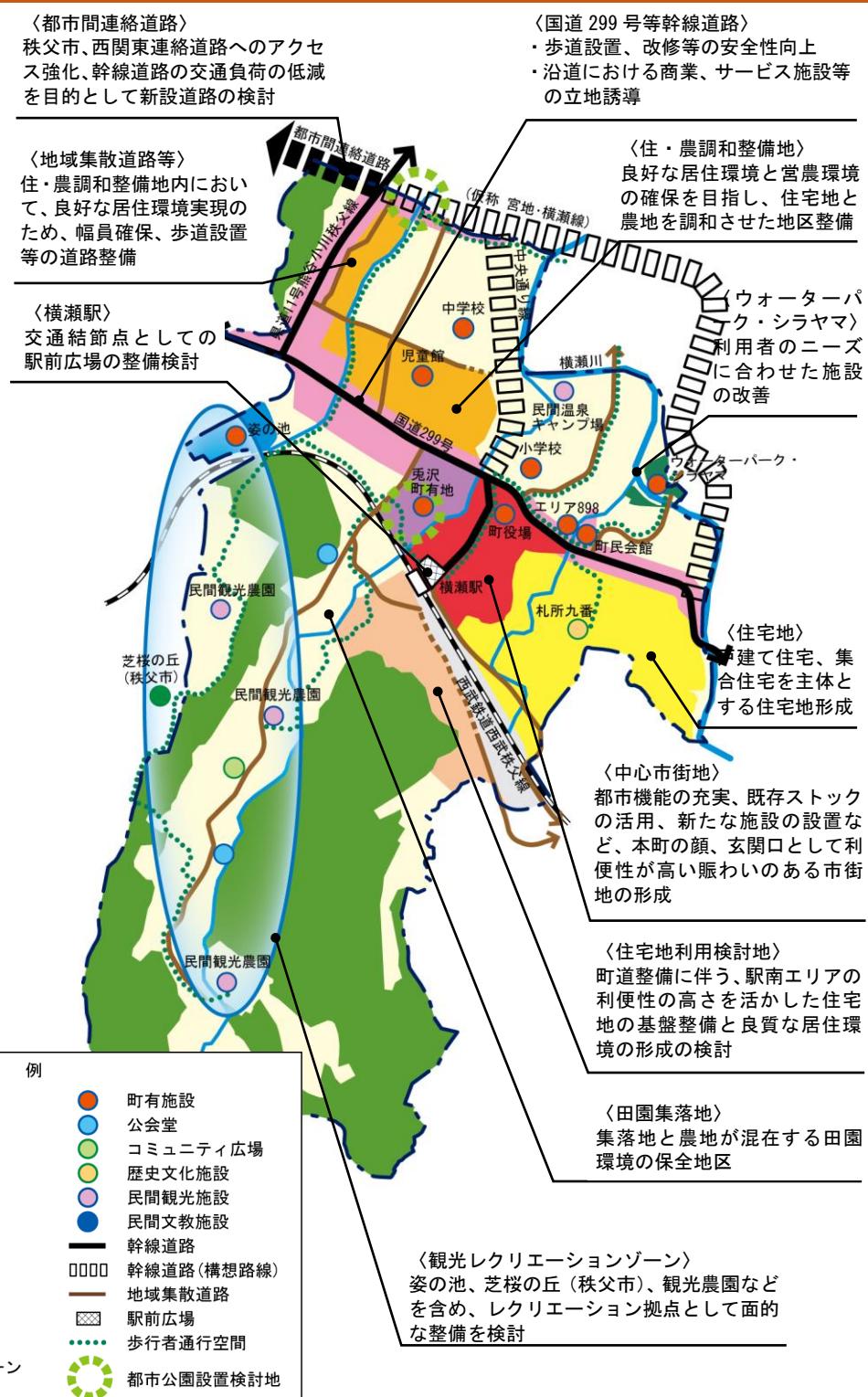


中央地域

中央地域将来像

「町の顔、玄関口として、魅力ある活力と交流が咲きほこるまち」

- 駅を起点とした、まちなか再生による地域の活力向上
 - 都市的土地区画整理事業の推進と田園環境の共存
 - 都市間連絡道路や新設道路などによる新たなポテンシャルを活かしたまちづくり
 - 幹線道路を軸とした安全性と効率性の高い道路ネットワークの構築

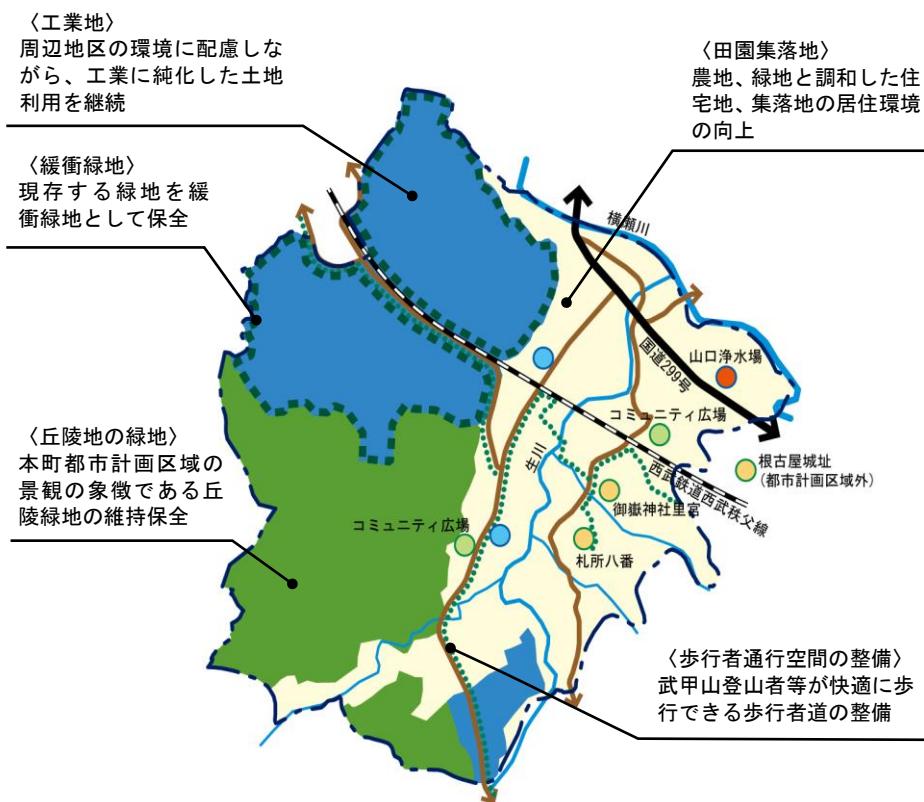


■南部地域

南部地域将来像

「田園と産業が調和した活力と彩り豊かなまち」

- 工業生産環境と田園地域の居住環境の共存と調和
- 幹線道路や主要町道の歩行者の安全確保
- 交通動線や避難路となる地域集散道路の整備
- 豊かな緑の自然環境や自然景観の保全



凡　例	
中心市街地	町有施設
市街地利用検討地	公会堂
幹線道路沿道利用地	コミュニティ広場
住宅地	歴史文化施設
住・農調和整備地	民間観光施設
住宅地利用検討地	民間文教施設
田園集落地	幹線道路
工業地	幹線道路(構想路線)
公園施設等	地域集散道路
森林	駅前広場
緩衝緑地	歩行者通行空間
観光レクリエーションゾーン	都市公園設置検討地
河川等	

7. 計画実現化の方策

全体構想や地域別構想で示した方針を実現するため、今後の都市（まち）づくりを「協働・連携によるまちづくり」、「都市計画制度等の活用」、「進行管理と計画の見直し」により、本計画と整合のとれた個別具体的な施策・事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、「SDGs」で示された開発目標を考慮し、持続可能な都市づくりを取組み、「人と自然が織りなす多様性のあるまち」の実現を目指していきます。



「人と自然が織りなす多様性のあるまち」の実現



横瀬町都市計画マスタープラン【概要版】
令和3年 月

発 行 横瀬町
編 集 横瀬町建設課
〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545
TEL 0494-25-0117 FAX 0494-23-9349